

# 特記仕様書

H30新清洲駅北地区12街区他確定測量業務

平成 30年3月

独立行政法人都市再生機構中部支社  
新清洲駅都市再生事務所

## 第1章 総則

### 1 目的

本測量業務は、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の（以下「本事業」という。）において、H30年度工事施工に伴う、基準点測量、街区確定測量（計算、中心点・街区点杭打ち）及び画地確定測量（準拠点観測、杭打ち、埋標）を行う事を目的とする。

### 2 業務範囲

測量範囲は、別図に示す範囲とする。

### 3 履行期間

履行期間は、本業務の契約締結日の翌日から平成31年3月15日までとする。

## 第2章 一般事項

1 本測量の実施に当たっては、独立行政法人都市再生機構「測量作業規程及び測量作業共通仕様書（平成29年8月）」及び本特記仕様書に基づき行うこと。

2 前項に定める事項について疑義が生じた場合は、都市機構監督員（以下、監督員という）と協議の上、その指示に従うものとする。

3 軽微な事項について、本特記仕様書に明記なき事項であっても、本測量実施に当然必要な事項であれば、受注者の負担とする。

4 本測量の実施に当たって、関係官公署及び土地所有者等地元関係者との交渉並びに土地の立入りに際しては、事前に監督員に連絡し、その指示を受けてから行うものとする。その場合、不要の摩擦を生じないように十分留意すること。

5 作業上必要となる監督員との打合せや関連した関係各位（工事施工業者との調整を含む）との打合せについては、その度打合せ記録簿を作成するものとする。

なお、打合せ回数は、業務着手時、中間打合せ及び成果品納入時の計3回とする。

6 業務期間中、監督員から成果品及び資料等の提出要請があった場合は、速やかに提出すること。

7 本業務は業務成績評定対象業務であり、受注者には業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

## 第3章 業務内容

### 1 4級基準点測量・・・(5点)

- ・選点
- ・観測
- ・計算整理

- 2 街区確定測量（計算：4 街区）
  - ・中心点の計算
  - ・屈曲点の計算
  - ・街区の諸元及び面積の計算
  - ・確定図の作成
  - ・成果表の作成
  
- 3 街区確定測量（中心点・街区点：5 3点）
  - ・測設の計算
  - ・杭打図の作成
  - ・現地測設
  - ・中心点及び街区点間距離確認測量
  - ・現地引継ぎ
  
- 4 画地確定測量（準拠点：4 点、杭打ち：1 3点、埋標：9 点）
  - ・準拠点の測定、計算
  - ・準拠点間距離確認測量
  - ・測設の計算
  - ・現地測設
  - ・画地点間距離確認測量
  - ・埋標
  - ・現地引継ぎ

#### 第4章 その他

##### 1 業務カルテの登録

受注者は、契約時、変更時及び完了時において契約金額(税込)100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は、契約後10日以内（土・日曜日、祝日を含まない。以下同じ）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、また、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行され、受注者がそれを入手した際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。但し、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 2 委任又は下請負

- (1) 契約書第7条に規定する「大部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定、及び成果物の照査をいい、委任又は下請負（以下「下請負等」という。）することはできない。
- (2) 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る）の各業務を下請負等するに当たって、発注者の承諾を要さない。
- (3) 請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 請負者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。なお、下請負等する者が、都市再生機構中部地区における建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合、都市再生機構中部地区の指名停止期間中は、下請負等することができない。

## 3 瑕疵等に関する覚書について

本業務は、清須市と発注者との間で締結する予定の「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地地区画整理事業に係る平成30年度業務委託協定」に基づき実施する業務であり、本業務請負契約書第35条の規定する瑕疵担保に関し受注者から発注者に引き渡す業務の成果において、清須市、発注者及び受注者の三者で瑕疵等に関する覚書（別添覚書）を別途交換するものとする。

## 第5章 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- 1 4級基準点測量
  - (1) 観測手簿
  - (2) 観測記簿
  - (3) 計算簿
  - (4) 平均図
  - (5) 成果表

- (6) 点の記
- (7) 基準点網図
- (8) 精度管理表
- (9) 品質評価表
- (10) 測量標の地上写真
- (11) 基準点現況調査報告書
- (12) 成果数値データ
- (13) 点検測量簿
- (14) メタデータ
- (15) その他資料

## 2 街区確定測量（計算、中心点・街区点杭打ち）

- (1) 観測手簿
  - ・基準点観測手簿
- (2) 成果表
  - ・基準点成果表（網図を含む）
  - ・中心点及び街区点成果表
  - ・公共施設用地面積成果表
- (3) 計算簿
  - ・基準点計算簿
  - ・中心点及び街区点計算簿（座標値、辺長、方向角）
  - ・公共施設用地面積の確定計算簿
  - ・中心点及び街区点設置計算簿
- (4) 街区確定測量図データファイル
- (5) 精度管理表
- (6) 品質評価表
- (7) メタデータ
- (8) その他資料

## 3 画地確定測量（準拠点、杭打ち、埋標）

- (1) 観測手簿
  - ・基準点観測手簿
  - ・準拠点観測手簿
- (2) 成果表

- ・基準点成果標（網図を含む）
- ・準拠点成果表
- ・画地点成果表
- (3) 計算簿
  - ・基準点計算簿
  - ・準拠点計算簿
  - ・画地点計算簿（座標値、辺長、方向角）
  - ・画地点設置計算簿
- (4) 画地確定測量図データファイル
- (5) 画地点間等距離の点検簿
- (6) 精度管理表
- (7) 品質評価表
- (8) メタデータ
- (9) その他資料

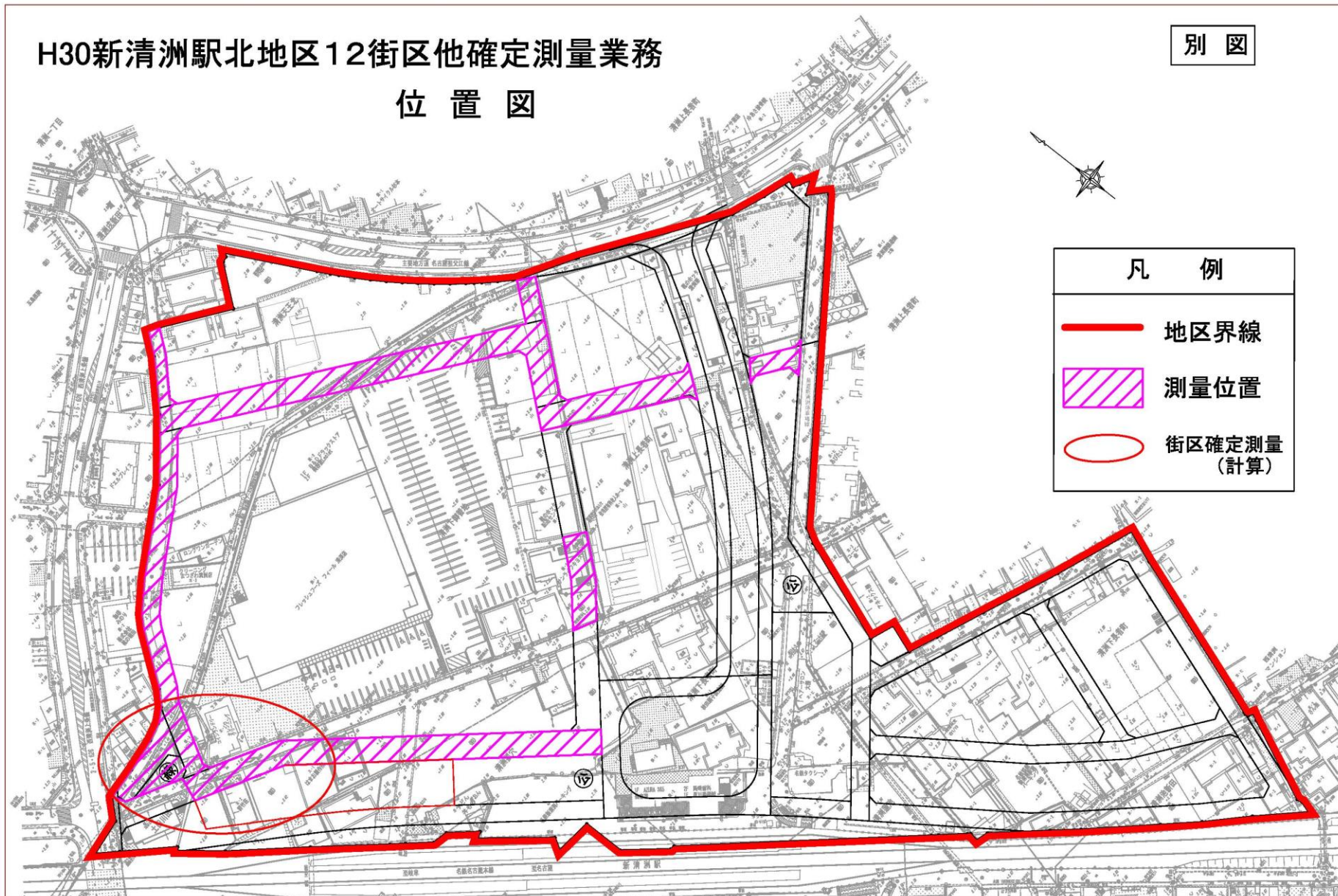
#### 4 デジタルデータ（図面、SIMデータ）

上記の成果品以外で、測量作業規程、測量作業共通仕様書に記載のあるものは成果品に加える。  
ただし、その他本測量に関連する成果品については、特に監督員が指示したものとする。  
※図面については、原図の他、デジタルデータで納品することとし、これを電子媒体にコピーし提出すること。なお、データ形式については、担当者と協議の上決定すること。

以 上

# H30新清洲駅北地区12街区他確定測量業務 位置図

別 図



瑕疵等に関する覚書

清須市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）との間で平成30年4月1日に締結した「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る平成30年度業務委託協定」に基づき、乙と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）との間で平成30年〇月〇日に締結した「H30 新清洲駅北地区 12 街区他確定測量業務」測量・土質調査業務請負契約（以下「請負契約」という。）第35条に規定する瑕疵担保（以下「瑕疵」という。）に関し、乙から甲へ引渡す業務の成果において、甲、乙及び丙は次に掲げる事項について、覚書を交換する。

記

- 1 請負契約第35条における丙への瑕疵の修補又は損害賠償の請求に関する権利は、甲に帰属する。
- 2 甲は、前項の請求については、丙に対してこれを行うものとする。
- 3 甲から丙への瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、丙から乙への引渡日から請負契約第35条第2項に規定する期間に行うことができる。
- 4 丙は、瑕疵処理担当責任者を定め、甲及び乙に通知する。
- 5 3の規定による期間において、瑕疵等の対応について、乙は、甲からの要請を受け、丙への連絡、及び図書提供の支援を行うことができる。

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（契約業務委託者）

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市長 〇〇 〇〇

乙（契約業務受託者）

愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 〇〇 〇〇

丙（業務等受注者）

住所

社名

代表取締役 〇〇 〇〇